

議案第 90 号

財産の取得について（追認）

調光操作卓を、次のとおり取得したことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得した財産 | 調光操作卓 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約金額 | 22,680,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 沖縄県那覇市字安里 2 丁目 6 番 23 号 インペリアルハイム喜納 I
丸茂電機株式会社 沖縄出張所
所長 宮内 保幸 |
| 5 | 契約した日 | 平成 27 年 2 月 19 日 |

令和 6 年 10 月 7 日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

石垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 47 年石垣市条例第 8 号）第 3 条の規定に基づく議会の議決を経ずに行われた財産の取得について、追認議決を求める。

これが、この議案を提出する理由である。